

令和5年度第3回浜田地区教科用図書採択協議会議事録

1. 日時	令和5年8月7日（月） 14時00分から14時22分まで
2. 場所	オンライン協議
3. 出席	各市町教育委員会教育長6名、事務局5名
4. 協議・ 確認 事項	(1)教科用図書の採択について ①各教育委員会からの報告 ②浜田地区の教科用図書の決定 (2)情報公開の内容について (3)その他
事務局	第3回浜田地区教科用図書採択協議会を開催する。 会長あいさつをお願いします。
会長	お忙しい中お集まりいただき感謝する。 本日は、第2回協議会での選定結果について各教育委員会で審議していただいた結果をご報告いただき、協議会として来年度から使用する教科用図書を最終決定することとしているのでよろしくお願いする。
会長	(1)教科用図書の採択について ①各教育委員会からの報告 浜田市は7月27日（木）に教育委員会臨時会を開催し、審議した。 議論の中心となったのは、今年度までの発行者から変更となる算数だった。今年度まで使用している発行者の図書と採択協議会選定図書との構成上の違いや、発行者変更に伴う児童への影響について質疑があったが、当市の指導主事から、学習のまとめ方における違いも含めて、選定図書の方が指導者・児童両者にとってよりよい学習につながると説明があった。最終的には、全ての教科について、採択協議会選定図書が承認された。
委員	大田市は7月25日（火）に教育委員会で協議した。発行者が変更となる教科についても、委員に対して第2回協議会の様子等を詳細に説明し、納得いただいた。結果、全ての教科について、採択協議会の選定図書が承認された。
委員	江津市は、委員に資料を事前に配布した上で、8月3日（木）に教育委員会で協議した。前回は経験のある委員からは資料のみでは理解しにくいという意見もあったが、採択協議会選定図書が全会一致で承認された。
委員	川本町は8月3日（木）に教育委員会で協議した。委員から反対意見はなかったが、発行者を変更することに伴う影響はないのか、児童たちが違和感を覚えないかという質疑があった。これについては、学年が変わるタイミングでの給与となるため、影響はないと思われる

委員 回答した。最終的に、採択協議会選定図書が承認された。
委員 美郷町も、資料や見本本を閲覧しながら教育委員会で協議した。委員からは全く異論はなく、採択協議会選定図書が承認された。

委員 邑南町は7月24日(月)に教育委員会で協議した。基本的に委員から異論はなかったが、算数については他市町と同様の意見があった。英語についても、情報量の多さによる影響について質疑があったが、最終的には納得いただき、採択協議会選定図書が全会一致で承認された。

②浜田地区の教科用図書の決定

会長 全ての教育委員会において、採択協議会選定図書が承認されたことを確認した。令和6年度から使用する小学校用教科用図書について、資料1のとおり本協議会において採択するということで決定してよろしいか。

各委員 一同承認。

(2)情報公開の内容について

会長 事務局から説明されたい。

事務局 資料により説明(資料2)

本日以降、情報公開請求により公開とあるものは公開する。それ以外については、9月1日解禁日以降に浜田市ホームページで公開する。また、情報公開請求の対応はすべて事務局において対応する。

ホームページの公開については、各市町のホームページからも浜田市ホームページへリンクできるように、アドレスを各市町に通知する。

議事録の公表については、本日の資料としている第1回、第2回の議事録をご確認いただき、修正があれば事務局へ連絡をお願いしたい。なお、情報公開用の議事録の発言者は非公開とするので、委員名は消して「委員」と表記させていただく。情報公開用の議事録と、今回の第3回採択協議会の議事録については、会長一任とさせていただきたい。議事録については会長一任ということによろしいか。

各委員 一同承認。

(3)その他

会長 その他質問、意見等あるか。

委員 採択期間中、「採択に市民の意見をもっと反映させてほしい」という要望が提出された。その要望の中には、「会議を傍聴させてほしい」という内容もあった。各市町で同様の要望を受けているか。

各委員 受けていない。

委員 当市からは、公正公平な採択という観点から、傍聴は無理だろうと回答している。ただ、傍聴を強く望まれるなら、当市のみへの要望ではなく、県に対しても要望してはどうかとも回答しているので、ご承知おきいただきたい。

もう一点、各発行者から送付された見本本の採択後の取り扱いにつ

	いて、各市町の状況を伺いたい。当市では、図書館に展示し、一部貸し出しも可能としている。
事務局	浜田市では、全ての発行者の見本本について数部ずつ教育委員会で保管し、保管分以外は年度末に処分している。
委員	美郷町は、1年間は保管している。過去に見本本を見たいという先生もいらっしやっただので、一定期間保管するようにしている。
委員	江津市は、採択された教科書を4年間保管しているが、公開等はしていない。
委員	邑南町も教育委員会に4年間保管している。一般公開はしていない。
委員	川本小学校にある教科書センターに展示している。4年が過ぎたら処分している。
委員 各委員	今後も同様に各自治体の実態に応じた取り扱いを行ってよいか。 一同、同意。
会長 各委員	その他質問、意見等あるか。 質問、意見等なし。
会長	以上で第3回浜田地区教科用図書採択協議会を終了する。